

令和元年 第3回定例会  
総務文教常任委員会会議録

長 与 町 議 会

令和元年第3回長与町議会定例会総務文教常任委員会会議録（第1日目）

本日の会議 令和元年 9月9日

招集場所 長与町議会議場（第1委員会室）

出席委員

委員 長	河野 龍二	副委員 長	金子 恵
委員	八木 亮三	委員	西田 健
委員	浦川 圭一	委員	内村 博法
委員	安藤 克彦	委員	西岡 克之

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長	谷本 圭介	参事	森本 陽子
--------	-------	----	-------

説明のため出席した者

総務部長 山本 昭彦

(地域安全課)

課長	宮崎 伸之	課長補佐	畑中 隆徳
----	-------	------	-------

係長	朝居 健太郎	係長	山本 洋佑
----	--------	----	-------

(契約管財課)

課長	和田 弘	係長	久原 和彦
----	------	----	-------

係長	前川 哲郎	主事	阿南 香菜
----	-------	----	-------

企画財政部長	久保平 敏弘	企画財政部理事	田中 一之
--------	--------	---------	-------

(税務課)

課長 山崎 昇

建設産業部長 日名子 達也

(産業振興課)

課長	川内 佳代子	課長補佐	久松 勝
----	--------	------	------

係長	山口 亮	主事	川田 優惟
----	------	----	-------

(都市計画課)

課長	山崎 禎三	課長補佐	前田 将範
----	-------	------	-------

主 査 山 口 和 樹

教 育 次 長 森 川 寛 子

(教育総務課)

課 長 宮 司 裕 子

課 長 補 佐 峰 修 子

係 長 金 子 寛 之

主 任 田 中 優 喜

(生涯学習課)

課 長 青 田 浩 二

課 長 補 佐 和 田 久 美 子

係 長 日 高 拓 郎

専 門 員 中 山 庄 治

住 民 福 祉 部 長 中 嶋 敏 純

(こども政策課)

課 長 村 田 ゆ かり

課 長 補 佐 北 野 靖 之

(介護保険課)

課 長 堀 池 英 二

参 事 中 村 宰 子

係 長 西 村 淳

係 長 浦 川 真

本日の委員会に付した案件

議案第63号 令和元年度長与町一般会計補正予算（第2号）

議案第64号 令和元年度長与町駐車場事業特別会計補正予算（第1号）

議案第70号 平成30年度長与町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

開 会 9時29分

散 会 13時47分

**○委員長（河野龍二委員）**

皆様おはようございます。定足数に達しておりますので本日の総務文教常任委員会を開会します。令和元年第3回定例会本会議におきまして本常任委員会に付託を受けました議案第64号令和元年度長与町駐車場事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題とします。本案について提案理由の説明をお願いいたします。

和田課長。

**○契約管財課長（和田弘君）**

おはようございます。議案第64号令和元年度長与町駐車場事業特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明をいたします。補正予算に関する説明書の6、7ページをお開きください。歳入でございますが、2款1項1目1節繰越金として既定額1,000円、補正額194万円、計194万1,000円を計上させていただいております。

次に10、11ページをお開きください。歳出でございますが、1款2項1目28節繰出金。既定額1,000円、補正額194万円、計194万1,000円は、一般会計に繰り出すものでございます。以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○委員長（河野龍二委員）**

これから質疑を行います。歳入、歳出いずれでも結構です。質疑はありますか。

浦川委員。

**○委員（浦川圭一委員）**

額は決算認定で出てくるんでしょうけど、去年もちょっと私話したんですが、総務部長おられるのでちょっと話します。認定のほうを先に審議ができないのか、去年申し上げたんですよ。それでこの額が決算認定で出てきたものを法的にその年度の補正に組み込まないといけないというのが決まってるようですので、それが非常に分かりやすいんですが、この194万円の根拠はなんですかと聞くわけにはいかないです。そういう取組ができなかったのかというのが、これはもう特会辺りはいっぱい出てくるんですよ、この手の補正が。そこら辺は検討されたですか。

**○委員長（河野龍二委員）**

山本部長。

**○総務部長（山本昭彦君）**

申し訳ございません、検討の方はしてなかったと思います。

**○委員長（河野龍二委員）**

ほかに質疑はありますか。

それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありますか。

次に、賛成討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第64号令和元年度長与町駐車場事業特別会計補正予算の件を採決します。本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

#### ○委員長(河野龍二委員)

休憩を閉じて委員会を再開いたします。引き続き、令和元年度第3回定例会本会議におきまして、本常任委員会に付託を受けました議案第70号平成30年度長与町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

和田課長。

#### ○契約管財課長(和田弘君)

議案第70号平成30年度長与町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について、事項別明細書に沿って御説明をさせていただきます。6、7ページをお開きください。歳入でございますが、調定額合計で999万4,167円となっております。1款1項1目1節駐車場使用料ですが調定額、収入済額とも合計で795万3,000円となっております。2節滞納繰越金は、調定額4万5,040円に対し0円の収入済額となりました。駐車場使用料の内訳について申し上げますと、嬉里駐車場の一般の時間駐車ですが、年間で延べ1万320台、月平均860台分の駐車料金となっております。使用料は249万9,000円となっております。次に定期駐車場使用料の嬉里駐車場の分でございますが、30年度は延べ388台となっております。使用料は330万4,800円でございます。それから吉無田駐車場の定期駐車ですが、延べ398台となっております。使用料は214万9,200円でございます。そして滞納繰越分は4万5,040円の調定に対し0円の収入済み額でございました。次に2款1項1目1節繰越金でございますけれども199万6,099円となっております。次に3款1項1目1節町預金利子でございますが28円となっております。2項1目1節雑入はありませんでした。

次に8、9ページをお開きください。歳出でございますが、1款1項一目一般管理費でございます。支出済額800万7,981円となっております。1節報酬につきましては支出はございませんでした。9節旅費、1,710円。11節需用費でございますが55万8,540円の支出でございます。次に12節役務費でございますが9万3,531円。次に13節委託料ですが499万1,180円の支出となっております。内容としましては駐車場管理委託料が主なものでございます。次に14節使用料及び賃借料でございますが36万7,020円の支出をしております。次に15節工事請負費でございますが支出はございませんでした。次に2項1目28節繰出金でございますけれども、一般会計へ199万6,000円を繰り出しております。そして予備費として10

万円を計上しておりましたが、これについては支出がございませんでした。

次に10ページをお開きください。実質収支に関する調書でございますが、歳入合計から歳出合計を差し引きまして194万1,000円を次年度の繰越金としております。

以上でございますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○委員長（河野龍二委員）**

これから質疑を行います。まずは歳入の6、7ページのほうで質疑を行いたいと思います。質疑はありませんか。

八木委員。

**○委員（八木亮三委員）**

これまで、恐らく検討というか、いろいろ協議されたことがある事項かと思うんですけども、私も今回駐車場会計の決算というのは初めてなので、改めてお伺いしたいんですけども、この嬉里駐車場というのは時間貸しですかね、定期ではなくて、時間貸しの方は夜10時までと確か聞いてるんですが、間違いはないでしょうか。

**○委員長（河野龍二委員）**

和田課長。

**○契約管財課長（和田弘君）**

委員のおっしゃるとおり、10時まででございます。

**○委員長（河野龍二委員）**

八木委員。

**○委員（八木亮三委員）**

そうすると定期で借りてる方は、それ以降の出入りはどうされてるのでしょうか。

**○委員長（河野龍二委員）**

和田課長。

**○契約管財課長（和田弘君）**

10時以降につきましては、バーを自分で上げ下げして、出庫入庫をされております。

**○委員長（河野龍二委員）**

八木委員。

**○委員（八木亮三委員）**

そうしますと、10時までには有人というか、係の人がいらっしゃって徴収されてると思うんですけども、時間貸しの料金をです。これを、いわゆる完全に無人の自動のゲートにして、例えば24時間、時間貸しの方も稼働させるとか、そういったことというのは、これまで検討などされたことはありますでしょうか。

**○委員長（河野龍二委員）**

久原係長。

**○係長（久原和彦君）**

おっしゃられるように、従前も、そういった無人化をされたらどうかという御質問が

ありました。当然うちとしても検討を、今時点でも継続している状況ではございます。ただ、そのときにも言ったんですが、シルバー人材センターの方を雇用しております。そちらの高齢者の雇用という状況と、あとおっしゃられるように24時間化をしたときの町民の利便性、そこを比較考慮しながら検討していくべきだというようなお答えをさせていただいた経緯があります。と言いながらも、今、申し上げましたとおり検討はしてるんですが、実際今、公共施設の総合管理計画の中で個別施設計画を今年度策定する予定であるんですが、実際、地下に存在しますが、上の建物が社会福祉協議会と勤青ホームが使用しています。そこを継続していくのか、あるいは跡地の利用を進めていくのか、そういうところも複合的に考えながら、当然地下だけ残すということにはなりませんので、無人化とすればその分、設備投資をしないといけないことになります。それが、10年ないし20年という継続的な期間でできるのであれば、24時間化っていうのはもう早急に導入に向けての検討していくべきだと思うんですが、まずはその検討を先立ってしたあとに、このままでいくのか、はたまた設備投資をして拡充をしていくのかっていうところを、今年度含めて検討してまいりたいと思います。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

今の自動化については分かりました。また別なんですけれども、時間貸しの方は停めてからすぐに料金が発生すると思うんですけれども、例えば30分無料とか、そういった短時間で買い物をしてすぐ帰る。商店街を利用する方とかの利用促進というか、商店街の利用がしやすくなるような検討とかというのは、これまでにありましたでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

久原係長。

○係長（久原和彦君）

そういった検討が従前なされていたかどうかは、私の方でちょっと調べてなかったんですが、そこも含めて今後の検討の中に項目として含めて検討していきたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

結構、銀行とか、そういう施設を利用する場合の駐車というのは、大体どこも最初短時間利用だったら無料というのも多いと思って。あの辺りは送迎とか、違法駐車とか短時間で道路に路駐する人も結構多いと聞いてますので、短時間は無料で止められるとかというのを、もし機会があれば検討していただければと思いますが。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

滞納繰越分の4万5,040円ですけど、何か手続きとかされてるんですかね、取るための。そこをちょっと聞かせてください。

○委員長（河野龍二委員）

久原係長。

○係長（久原和彦君）

長らく残ってるお金でございます。昨年度も同様の質問がございまして、収納推進課の推進員とも一緒に当たっている案件にはなるんですが、昨年度にはちょっとお会いできなかったんですが、今年度、ようやく先方の方とお会いができて、その方はほかにも滞納があられたりとか、執行停止があつてのような生活状況の方ですので、援用ないし時効を含めた検討というのを今してる状況です。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

取りきれなかったということですよ。支払いが厳しいというような判断をされてるということなんですけど、時効を含めてと言われましたかね。と言うことは不納欠損をやむなしのようところで考えておられるということなんですかね。毎年、去年も聞かれたということで理解をされてたんですが、毎年この一緒のものができて、何ら変わってないものですから、どんなされてるのかなと思ってちょっと質問したんですが、もうちょっとそこら辺。

○委員長（河野龍二委員）

久原係長。

○係長（久原和彦君）

そうですね、やっぱり公租公課の方が先立ちますので、我々の私債権というのは後回しになってしまうというところは正直あります。正直申し上げまして、そういう事項も含めて、何かしらの動きをしないといけないんじゃないかというところでの検討を今してる状況です。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

あその嬉里の駐車場の出入口ですね、あそこから出たり入ったりするわけですね、公道にですね。なかなかこの不便なんですよね、そういう声を私も住民の方から聞いたりますんですけども。その辺りの改善というのは何か考えておられるんですかね。

○委員長（河野龍二委員）

和田課長。



○契約管財課長（和田弘君）

特段、そういう改善はしてないんですけども、出庫の際にランプというか、それとあと大きな鏡をつけている、そのぐらいの対策は行っているんですけども、それ以上はまだ考えておりません。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

確かにすぐ近くの交差点の所に信号機があるわけですね。だからその関係もあって、渋滞していたら入りにくいんですよ。そこを申し上げているわけですね。それから後ろから入るときに、信号が赤のときにはなかなか入れないとか、そういうケースも。我慢すれば、それはいいかもしれませんけども。したがって、出入口はもう変えられないからですね、将来、あそこの老朽化対策で変えるんだったら、出入口の位置もやっぱり検討をしなければならぬと、こういうふうを考えてるんですけども、いかがですかね。

○委員長（河野龍二委員）

和田課長。

○契約管財課長（和田弘君）

こちらも、もし建て替えとかとかそういうことになる場合は、検討していきたいと思えます。ありがとうございます。

○委員長（河野龍二委員）

歳出のところでも質疑を行いたいと思います。そしてまた、実質収支に関する調書でも構いませんので、全ページにわたって質疑はありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

歳出の8、9ページの事業費と工事請負費で不用額がかなり大きいんですが、例年こういうやり方で決算で落としてるんですかね、3月の補正ではいじってないんですかね。私の感覚から言えば、3月に分かっていたら補正で落として、なるべく不用額を小さくするべきなんじゃないのかなと感じたもんですから。例年の取り扱いだけお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

久原係長。

○係長（久原和彦君）

おっしゃられるように一般会計であれば不用額で落とすということはあると思うんですが、特別会計ですので予算上は歳入と歳出をイコールにする。その差し引きを今回の補正で繰り入れ、繰り出しということとさせていただきます。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。提出された資料の方でも、もしあれば、質疑を行いたいと思います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第70号平成30年度長与町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について採決を行います。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

場内の時計で10時5分まで休憩します。

(休憩 9時54分～10時03分)

#### ○委員長（河野龍二委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。令和元年度第3回定例会本会議におきまして、本常任委員会に付託を受けました議案第63号令和元年度長与町一般会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。まずは総務部について質疑を行いたいと思います。本案について提案理由の説明を求めます。

和田課長。

#### ○契約管財課長（和田弘君）

それでは、契約管財課所管分から御説明を申し上げます。補正予算に関する説明書の8、9ページをお開きください。歳入でございますが、17款繰入金1項特別会計繰入金1目駐車場事業特別会計繰入金1節駐車場事業特別会計繰入金でございます。既定額1,000円、補正額194万円、計194万1,000円を駐車場事業特別会計より繰り入れをするものでございます。以上、よろしく申し上げます。

#### ○委員長（河野龍二委員）

宮崎課長。

#### ○地域安全課長（宮崎伸之君）

それでは、議案第63号令和元年度一般会計補正予算（第2号）の地域安全課所管分につきまして御説明いたします。今回の補正につきましては、歳出で長与町ふれあいセンター管理費及び防災対策費の増額補正でございます。それでは説明いたします。

長与町一般会計補正予算（第2号）に関する説明書の14、15ページをお開き願います。2款1項11目11節需用費、修繕料でございます。長与町ふれあいセンターの雨漏りによる修繕費用でございます。

次に16、17ページをお開き願います。9款1項4目11節需用費、修繕料でございます。ニュータウン防災センターの照明器具及び換気扇の修繕料でございます。以上が地域安全課所管分の補正でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

**○委員長（河野龍二委員）**

これから質疑を行います。件数がそう多くないので、歳入歳出あわせて質疑を行いたいと思います。歳入では8、9ページ、歳出では14、15、16、17ページですね。質疑はありませんか。

内村委員。

**○委員（内村博法委員）**

17ページの9款消防費、防災対策費、ニュータウンの修繕料ということで、この前私も一般質問でしたんですけども、防災センターが町指定の避難施設として現在になっていないということでお聞きしたんですけども、それは町の所有ではないからということであらう聞いたんですよ、この前の一般質問で。そうであるなら、この修繕というのはどういう性格のものか、それをお答え願いたいと思います。

**○委員長（河野龍二委員）**

宮崎課長。

**○地域安全課長（宮崎伸之君）**

今、議員が御指摘のとおり、防災センターはほかにもございまして、このニュータウンの防災センターにつきましては、少し複合施設的なもので、下の方が児童館になっておりまして、それで通常、先程お話がありました選挙等でも町の方が指定されておるようでございます。そういう関連がございまして、過去からの関連事業としましては、通常の防災センターにつきましては、当然自治会の方に移管いたしまして、そちらの方で修繕をいただいている状況でございます。この施設のみが、長与町の方がそういうことに関連から、過去からそういう修繕等の費用については、我々の方で対応するということになっております。以上でございます。

**○委員長（河野龍二委員）**

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで総務部所管を終わりたいと思います。どうもお疲れさまでした。しばらく休憩します。

（暫時休憩）

**○委員長（河野龍二委員）**

休憩を閉じて委員会を再開いたします。続きまして、企画財政部の所管の質疑を行います。提案理由の説明を求めます。

田中理事。

**○企画財政部理事（田中一之君）**

それでは、議案第63号令和元年度長与町一般会計予算（第2号）の財政課所管分につきまして御説明いたします。説明書の6、7ページの方をお開きください。歳入の9款1項1目1節地方交付税でございます。こちらは令和元年度の普通交付税が7月に交付額が確定いたしましたので、予算に計上してなかった未計上分1億9,477万6,0

00円を計上いたしました。次に8、9ページをお願いいたします。17款2項1目1節財政調整基金繰入金、こちらは先程説明をいたしました普通交付税が確定したことにより財源が確保できましたので、今年度当初予算において財源調整のために繰り入れていた基金の一部1億8,144万2,000円を繰り戻すための減額補正をお願いしております。次に20款1項3目1節臨時財政対策債、こちらも普通交付税とあわせて発行可能額が確定をいたしましたので、予算に未計上分の2,880万2,000円を計上いたしました。最後に予算書、議案の方の4ページをお願いいたします。第2表地方債の補正、こちらの臨時財政対策債につきましては、発行可能額が確定をいたしましたので、起債の限度額の増額をお願いするものでございます。以上が財政課の所管でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○税務課長（山崎昇君）

引き続き、税務課所管分について御説明をしたいと思います。説明書の6、7ページをお開き願います。上段の1款3項2目環境性能割1節現年課税分として60万2,000円の計上です。計上の理由ですが、自動車取得税が廃止されることに伴い、10月1日より軽自動車税の環境性能割として新たに導入されることから計上するものです。これは新車中古車を問わず、軽自動車の購入時に掛かる税となっております。計上分を60万2,000円とした根拠としては、長崎県により試算した資料を基に計上しております。税務課所管分は以上です。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

これから質疑を行います。全て歳入であります。また、地方債の補正もあります。どれからでも結構です。質疑はありますか。

八木議員。

○委員（八木亮三委員）

軽自動車税の環境性能割のことで、ちょっとお伺いしたいんですけども、これが廃止になる自動車取得税に替わるものということですが、自動車取得税というのは、軽自動車に限らず普通自動車購入時にも掛かると思うんですけども、こちらの数字とか、町税に当たるのは軽自動車の購入に掛かるものだけということになるんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○税務課長（山崎昇君）

今回の分については、軽自動車部分のみが町税としてなります。普通自動車に関しては県税の方になりますので、今回計上した分は軽自動車分のみになります。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

ほかにありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

20款1項3目歳入の臨時財政対策債というのをちょっとお伺いしたいんですが、ちょっと私も詳しくないものですから調べたんですが、臨時財政対策債というのは、国からの地方交付金を前借りするような形で、それを複数年かけて、また補填というか、償還されるものとは理解しておりますけれども、これが平成29年度の決算で約5億1,000万。30年度の決算でもほぼ同額が計上されているんですが、今回も、今のところ合わせて4億2,000万以上となりますけれども、毎年こういう4億、5億っていうのを起債して行って、大丈夫なんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

田中理事。

○企画財政部理事（田中一之君）

そもそも臨時財政対策債というのが、令和元年度においては普通交付税の現金交付される部分と、それぞれの自治体が独自で借入れをする分、それを合わせた金額が長与町の場合約25億ございます。現金交付される分が20億6,000万ほどあるんですね。本来であれば、国が財源が豊かであれば25億全額現金交付するのが筋なんですけれども、国がお金がないということで、国の方は現金部分は20億差上げますよ。残り足りない5億分については地方が借金をしてくださいと。ただし、その元利償還金については後年度に全額交付税措置しますよというような約束で町は借りてるんですね。ですから今、30年度の決算で約130億ぐらい町は借金があるんですけども、そのうちの48%ぐらいはこの臨時財政対策債で借りた分になるんですね、この分はもう、国が補填をしてくれるという前提で借りてますので、理論上は交付税に算入されて、その分は全額補填をしてると、そういった計算になっております。以上でございます。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

今の続きですけども、臨時財政対策債というのが結構20年とか30年掛けて分割みたいな感じで償還されるような性質とも聞いてるんですけども、起債する金額はどんどん増えて行って、返ってくる金額は分割というか、ちょっとずつという感じだと、どんどん借金が増えるというイメージなんですけども、そういう理解は当たらないのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

田中理事。

○企画財政部理事（田中一之君）

確かに、現時点で65億ぐらいの臨時対策債の借りた金額の積み上げがあるんですけども、これが平成13年度に始まっている制度なんです。本来であれば臨時って言うぐらいです。何年かで終わる話だったんですけども、国の財政難がそのまま

続いて、今日に至っても17年も幾らも経過をしていると。そういった形で、どんどんどんどん膨れ上がっていると。町においても、当然、交付税に措置される、100%措置される分ですので借りない手はないんですね。町も借りないとやっぱり財源的には厳しいので、そういった形でずっと借入れを行ってるんですけども、一方、借りてはいますけれども、その分償還して減ってはきているんですね。ただ、この制度がどんどん続けばやはり、臨時財政対策債分の残高というのは、今後借りていけば、どんどん増えていくものですので、一方償還もしながら現状を維持してきてるわけなんですけれども、国においても、先程、八木委員の方から29年度が約5億1,200万ほど借り入れて、30年度が5億1,700万臨時財政対策債借りたんですね。ただ今年度、令和元年度においては、約4億5,000万ほどしか借りてないんですけども、これは国がやはりその辺り一定抑制しようとする。臨時財政対策債ではなくて現金交付の部分を増やしてこうと、国もその辺りを見直しておりますので、今後この辺りの借入額は減っていくのではないかなというふうに思っております。以上でございます。

○委員長（河野龍二委員）

ほかにありませんか。質疑はありませんか。

質疑をしたいので委員長を交代します。

○委員（金子恵委員）

質疑ありませんか。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

6、7ページの環境性能割のところでお伺いなんですけども、60万2,000円ということで、この根拠は県の自動車購入時ということでしょうけど、これが、具体的に例えば何台分というのが明確に分かるものなんですか。そこをお伺いしたいと思います。

○委員（金子恵委員）

山崎課長。

○税務課長（山崎昇君）

何台分という部分については明確にはされておられません。県で入ってくるであろう環境性能割の税額について、それを町の保有台数で割ってますから、実際に購入したときは、また別の台数に変わってきますので、試算としては、購入時に何台分ということでは示されておられません。以上です。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

そうすると、全県下で軽自動車の購入がされた、新車、中古車限らずですね。それを、長与町の配分はこれだけですよというふうな形に出てくる、長与町で軽自動車の購入がされた分に対してっていうわけではないところなんですかね。ちょっとそこまで

分かればお願いしたいと思います。

○委員（金子恵委員）

山崎課長。

○税務課長（山崎昇君）

今回、あくまでも予算ですので、保有台数として出してるだけで、最終的には実際購入した台数で決算という格好になります。以上です。

○委員（金子恵委員）

委員長を交代します。

○委員長（河野龍二委員）

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで企画財政部の質疑を終わります。お疲れさまでした。

場内の時計で10時45分まで休憩いたします。

（休憩 10時32分～10時43分）

○委員長（河野龍二委員）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。ただいま、一般会計補正予算（第2号）について質疑を行っております。ただいまより建設産業部所管についての質疑を行いたいと思います。本案について提案理由の説明を求めます。

川内課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

皆さんおはようございます。それでは令和元年度長与町一般会計補正予算（第2号）産業振興課所管分につきまして御説明申し上げます。令和元年度長与町一般会計補正予算（第2号）に関する説明書により説明いたします。

まず8、9ページをお開きください。14款県支出金2項県補助金4目農林水産業費県補助金1節農業費補助金の人・農地プラン支援事業補助金77万5,000円でございます。令和元年度人・農地プラン支援事業、人・農地プラン実質化に対する補助金でございます。歳出の方で御説明いたしますが、事業費116万1,600円の要望に対しまして、県からの内報額が77万5,000円となっております。

続きまして歳出の方の御説明をさせていただきます。16、17ページをお開きください。6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費13節委託料、人・農地プラン地図作成業務委託116万2,000円でございます。人・農地プランは平成24年に開始されました国の事業でございまして、長与町におきましても平成25年26年にかけて、町内を12地区に分けて作成をされております。地域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者や、地域における農業のあり方などを明確にしまして、地域中間管理事業も含めたところで策定されたプランとなっております。令和元年5月に農地中間管理事業の推進に関する法律が改正されまして、現在、農業従事者の高齢化や耕作放棄、後継者不足等の問題などから、国より令和3年度までに既存の人・農

地プランを見極めまして、各地区における現状を5年から10年後の耕作者の年齢や、耕作者が農業に営むことができるか、農地をどのようにしたいかなどを明確化しまして、自分の地区全体では、将来どのようになるかを地図に落とし込みを行い、今後、農業を営む人や農地の将来についての方針を策定することになっております。長与町におきましても、既に農業委員会におきましてアンケートを実施していただいております。このアンケートを基に、10年後の年齢の分布、作付けの情報を地図への落とし込みを行う作業につきまして、今回、委託をする費用として計上させていただいております。地図の作成につきましては、町内を12地区21に分割いたしまして、現在の年齢及び10年後の年齢、作付状況及び農地の貸付希望等を落とし込んだ地図3種類を作成予定としております。地図を作成しましたあとは、各地区で集落座談会を開催いたしまして、地区での現状把握、今後10年後の農地の利用、後継者問題など話を行いまして、結果をまとめたあと、公表を行うこととなっております。以上になります。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○都市計画課長（山崎禎三君）

おはようございます。それでは議案第63号令和元年度一般会計補正予算（第2号）のうち、都市計画課所管分について御説明を申し上げます。なお今回は、歳入予算の補正はございませんので、歳出予算のみ御説明申し上げます。

予算に関する説明書の16、17ページをお開き願います。ページ中段の8款土木費5項都市計画費2目土地区画整理費でございます。28節繰出金1,288万1,000円につきましては土地区画整理特別会計への繰出金でございます。これは前年度、平成30年度分の高田南土地区画整理事業の事業費のうち、移転先の選定等に不測の日数を要しましたため、年度内に契約締結に至らなかった補償費につきまして、一旦不用額として予算処理した上で、再度今年度予算として予算措置を行うものでございます。以上が都市計画課所管の補正予算でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（河野龍二委員）

これから質疑を行います。歳入歳出いずれでも結構です。質疑はありますか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

産業振興課にお伺いしたいんですが、人・農地プランというのが、今回の補正予算は地図の作成ということですけども、平成25年26年もこの人・農地プランは始まっていたと言うか、やられてると思うんですが、今回のは10年後を予想したりするために地図の作成ということですけども、これまでの25年26年から始めた中で成果と言うか、結果と言うか、そういったものは出ているんでしょうか。それとも、令和3年までに全体的な、これまでの調査とかもまとめて、そういう10年後の想定とかとして一つの結果になるのか。ちょっと分かれば教えていただきたいんですが。



○委員長（河野龍二委員）

山口係長。

○係長（山口亮君）

お答えいたします。人・農地プランの作成につきましては、課長の方から冒頭説明がありましたように平成25年にプラン自体は策定をしております。それで、毎年、プランの見直しというのを4地域、ないし5地域ぐらいやっております、プランの中で中心経営体というのに位置づけられる農家の方たちを、このプランの中に位置づけていくわけですが、その地域で中心的に農業をしていく人たちというのを、各地区でこのプランの中に定めていきます。この人・農地プランの中心経営体に位置付けられることが、いろんな国、県の補助事業の要件になってきております。例えば基盤整備事業を実施するという場合におきましても、このプランに位置付けられていることが条件になっております。それで、成果と言いましても目に見えたような成果は出ておりません、国の方が、このプランをもう少しこう実質的なものにしていこうということで、従来のプランを作るだけではなくて、耕作放棄地がこれぐらい出てきてますよ、それで、この農地を将来どうしていきましょうかと、ということで、集落の中で座談会というのを実施しまして、この人がこの辺りはできるんじゃないかと、そういった具体的な農地の引き継ぎといいますか、そういったものに活用していきましょうというようなことが今回の人・農地プランの実質化の目的となっております。

○委員長（河野龍二委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

では同じところで、歳出で聞きたいんですけども、業務委託をされるっていうことですので、業務委託のスケジュールを教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

山口係長。

○係長（山口亮君）

今回の9月の補正予算を通りましたら、早速、委託業務の業者選定の方に入りまして、10月中には地図の作成業者を決定します。地図の作成自体は11月12月、この2か月でやってしまいます。地図に落とし込む情報を今農業委員会の方と連携いたしまして、いろんな情報を、今、収集をしている状況です。地図が12月末に完成しましたら、1月末から2月にかけて、集落座談会を6地区、予定をしております。残りの6地区は来年度座談会を予定しております。この座談会を経まして、将来の農地の利用の方針を決定いたしましたら、実質化された人・農地プランということになってまいります。

○委員長（河野龍二委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

先程の人・農地プランですね、支援事業で。耕作放棄地も一応落とし込みをされるということになるわけですよ。そうしますと、その耕作放棄地にも利用可能なもの、そして全然可能でないものというような仕分けを、私も農業委員のときにやってきました。したがって、そういった要素も入れるのかどうか。それから農地の集約というのがあるんですよ。元々農地の集約で、この人・農地プランというのが多分出発されたんじゃないかなと。私の記憶では。ということで、個人に任してはおけないと、集団で、この地区でどうやっていこうかっていうのが元々の目的だったと思うんです。当初の目的は。そういう目的であるとは思っていたんですけども、そういう目的で間違いないかどうか、人・農地プランですね。これも毎年出すようになってるはずだったんですよ、この計画そのものが。毎年ですね。一応その2点をお聞きしたいなと思います。

○委員長（河野龍二委員）

山口係長。

○係長（山口亮君）

内村委員がおっしゃるように、この人・農地プランの作成は、中心経営体とか若い農業者への農地の集約というのが一番の目的となっております。今回の実質化についても、そういった中心的な農業者に集約をどんどんしていこうというのが目的としておまして、そこについては変わっておりません。地図の具体的な中身について少しお話をさせていただきたいんですけども、地図の作成は町内を21分割に分けて2,500分の1の地図で作成をいたします。内村委員が農業委員をされていたときに、農地の利用状況調査というのをされていたかと思います。農地の耕作放棄地のA分類、B分類とか、再生が可能な農地であるとか、もう再生が不可能な農地であるとか、そういった農地の状況を落とし込んだのが農地の利用状況調査になりますが、その地図については農業委員会の方で毎年作成をしておまして、今年度もその地図については作成をいたします。今回私どもが作成する地図につきましても、農地利用状況調査と全く同じ区割りで作成はするんですが中身が少し違いまして、大きく分けて2種類ございます。まず1つは年齢分布図でございまして、年齢を大きく4つに分けます。75歳以上、65歳以上から75歳未満、55歳以上65歳未満、あと55歳未満、この4つに分けて、現在の年齢分布というのを色分けをいたします。それに合わせて後継者の有無の情報ですね。これは一筆ごとに記載するわけではありませんが、例えば人・農地プランのこの地区については、後継者が何割がいませんよとか、そういった情報を記載をします。あとは、その地区の10年後の年齢分布図ですね。10年後どうなってるかという状況を具体的に地図に落とし込んで、座談会で、これを皆さんで囲むことによって現実というのが目の当たりにすることができますので、そこでまた話し合いの活発化に繋げてもらおうと。あともう1つの地図が作付状況と貸し付けの希望ですね。作付状況につきましても、これも農業委員会の方で農地の利用状況調査というのをしておまして、米、野菜、果樹、その他、この4つに分類をされます。それに一筆ごとに貸し付けの希望、売却の希望、

こういった情報を重ね合わせます。これで地図を作ることによって、将来的に、ここの貸付地は誰が作るというようなことにマッチングをしていくような形で考えております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかにありませんか。質疑をしたいので委員長を交代します。

○委員（金子恵委員）

質疑ありませんか。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

私もちょっと同じところで伺いたいと思います。まず1つは、金額の面なんですけど、県補助金が77万5,000円、一般財源が38万7,000円と。これは要求額どおりといたしますか、事業費に対して県の補助金が満額出てるものなのか、町負担がこれだけあるという元々の金額でこういう形になってるものなのか。そもそも、全体116万2,000円が必要などに対して、県の補助金がこれだけしか付かなかったということで、町の持ち出しがあったというふうに見ていいものなのかですね。どちらでしょうか。

○委員（金子恵委員）

川内課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

116万2,000円の要望を行いましたけど、県の方から77万5,000円の予算が付きましたということになりまして、差額を一般財源の方で補うということになっております。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

それは、県下のあちこちから要望があったということで、その配分なのかなと思うんですけども、本来で言えば、県が丸々補助金を見てやれるっていうふうな事業と考えてよかったですかね。そこを再度お願いしたいと思います。

○委員（金子恵委員）

川内課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

委員がおっしゃるとおりでございます。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

あと、内容ですけれども、詳しく説明があったので改めて感じたことをお聞きしたいと思うんですけども、今の農業の状況を見てみると、非常に厳しい状況があると思うんですよ。耕作放棄地の問題も含めて、後継者の問題も含めてですね。こういうプラン、地

図作成ができたあと、座談会をされるというふうな話ですけども、その中でも、非常にこの、将来の展望というのがどうやったら生まれてくるのかなというふうな感じをするんですよ、その辺は先程、いわゆる貸し付けをしたりだとか、売却を希望したりだとかいうところを、またマッチングさせていくという形なんでしょうけども、そういう中で町の農業を、長与町の農業を維持していくというふうな形になると思うんですけど、その辺が果たしてうまくいくのかなってというのが、ちょっと今の話聞いてて心配だったんですけども、この事業がうまくいく、描いてる町の考え方というのがあればですね、もう少し詳しく教えていただきたいなと思ってるんですけども。

○委員（金子恵委員）

山口係長。

○係長（山口亮君）

この地図を作成しまして、座談会をするという、もう一つ大きな効果がありまして、今、もうすぐやめそうな方というのが、たくさんいらっしゃるんですよ。そういった方の農地を、今、耕作しているうちに次の新しい耕作者に引き継ぐという大きな目的がございます。実際、高齢化になりまして、ミカンとか、畑をやめる人については、もうやめた途端にミカンの木も全て切ってしまうんですよ。十分まだなるようなミカンの木でも、もう終わった途端にすぐ切ってしまうって、もう少し早く情報をいただければ、新しい方にも引き継げたのというような土地もたくさんございます。ですので、そういった今耕作している農地を円滑に新しい耕作者に引き継いでいくというのが、大きな目的の1つでもございます。このプランを作ることによって、どういう将来の展望が描けるかという部分ですけども、やはり地域によって特色が違いますので、その農地をどうしていくかっていうのは地域の話し合いで決まっていくのかなというふうに思います。今、長与でも、基盤整備の話とかも何地区か出つつありますけども、各地域で話し合いをしまして、この地区をどうしていこうという方針を皆さんで決めてもらうというようなことがこの目的となっております。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

人・農地プランの部分では了解しました。続いて土地区画整理事業の繰出金のところですけども、説明の中では用地の移転交渉というか、移転の金額というふうに言われてましたが、これは全額が移転に対する費用というふうな形でとらえてよろしいですか。

○委員（金子恵委員）

山口主査。

○主査（山口和樹君）

今回の補正で上げさせていただいております、この約1,200万については、この金額をそのままその補償費の方に充てさせていただくように考えております。以上です。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

補償対象は人家なのか、店舗なのか。そこまで教えていただければと思います。

○委員（金子恵委員）

山口主査。

○主査（山口和樹君）

こちらの補償は個人の方の建物移転補償になります。以上です。

○委員（金子恵委員）

委員長を交代します。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで、建設産業部の質疑を終わります。お疲れさまでした。

しばらく休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（河野龍二委員）

休憩を閉じて委員会再開いたします。11時20分まで休憩します。

（休憩 11時07分～11時16分）

○委員長（河野龍二委員）

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。ただいまから、教育委員会所管の補正予算の審議を行いたいと思います。本案について提案理由の説明を求めます。

宮司課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

それでは教育総務課所管分の補正予算につきまして説明させていただきます。長与町一般会計補正予算（第2号）に関する説明書の10ページ11ページをお開きください。

歳入でございます。20款1項5目教育債1節小学校施設整備事業債ですが、洗切小学校校舎屋上防水工事と設計委託料に係る事業費の起債分になります。

16、17ページをお開きください。歳出でございます。10款2項1目小学校管理費11節需用費でございます。今回、雨漏りや外壁補修等の修繕費がかさんでおります。今後も未対応の箇所や3月までの修繕料を確保するため、修繕料を計上しております。

13節委託料でございます。洗切小学校校舎屋上防水工事の監理委託料140万円と、長与北小学校校舎外壁改修工事の設計委託料290万円を計上しております。洗切小学校につきましては、長年にわたり雨漏りが続いており構造体にも影響を及ぼしています。毎年応急処置を行っておりましたが、今回の補正で屋上防水工事費を計上しており、それに伴う監理委託費を計上しております。長与北小学校の校舎外壁につきましては、昭和56年建設以降、一度も改修されておらず、防水機能の低下により外壁の損傷が激し

いたため、安全確保と構造体を守るために全体的な改修工事を行うものです。来年度工事を行うため詳細設計を今年度行うものです。15節工事請負費でございます。校舎整備工事費につきましては、先程も述べましたとおり洗切小学校校舎屋上防水工事を行うよう計画をしております。施工範囲は全ての棟の屋上で、施工面積約2,200平方メートル、一部既存防水層を撤去し、シート防水を新設するものです。18、19ページをお開きください。10款3項一目中学校管理費11節需用費でございます。中学校につきましても、雨漏り対策や危険箇所の改修に伴う修繕料がかさんでおりますので、今後も未対応の箇所や3月までの修繕料を確保するため、計上しております。15節工事請負費、屋外付帯施設整備工事費でございますが、長与中学校の法面擁壁安全対策工事を実施するよう計画をしております。こちらは長年砂岩が堆積しているため、土砂を撤去したあとに、法面の岩石崩落対策としてコンクリート擁壁を設置します。

以上で、教育総務課の説明を終わらせていただきます。

**○委員長（河野龍二委員）**

青田課長。

**○生涯学習課長（青田浩二君）**

議案第63号一般会計補正予算（第2号）の生涯学習課所管分について御説明させていただきます。補正予算に関する説明書の6、7ページをお願いします。歳入でございます。11款分担金及び負担金1項負担金4目労働費負担金1節労働諸費負担金、1,089万7,000円になります。こちらは5月に実施いたしました勤労青少年ホーム及び老人福祉センターの外壁劣化度調査におきまして、壁面が劣化しており、特に東側壁面にタイル浮きやひび割れが多数確認されているとの報告がありました。タイル落下の危険や外壁面のクラックからの雨漏りがあることから、今回、歳出で東側壁面の改修工事を計上させていただいております。1、2階部分の老人福祉センターと、3、4階部分の勤労青少年ホームを一括して行いますので、設計監理委託費と改修工事費を合わせた額の2分の1を長与町社会福祉協議会に負担していただくこととしております。

16、17ページをお願いします。歳出でございます。5款労働費1項労働諸費1目勤労青少年ホーム管理費13節委託料199万5,000円になります。こちらは歳入で説明いたしました勤労青少年ホーム及び老人福祉センターの東側壁面改修工事の設計及び監理委託料になります。15節工事請負費1,980万円も勤労青少年ホーム及び老人福祉センターの改修工事費になります。工事の概要といたしまして、東側壁面のタイルを落とし、タイルを落としたあとの外壁にあるクラックにシーリング等を充填し、防水塗装をするものであります。続きまして、18、19ページをお願いします。10款教育費7項保健体育費2目体育施設管理費15節工事請負費126万5,000円になります。こちらは総合公園内にある児童遊戯広場に設置しております4連ブランコの取り替えになります。こちら5月に実施いたしました点検で、老朽化による早急な改善が必要との報告があったことと、昨年度末に総合公園に遊具整備のための寄附をいた

だいておりますので、今回ブランコ整備をお願いするものであります。以上で説明を終わらせていただきます。御審議方よろしくお願ひいたします。

○委員長（河野龍二委員）

議案書の第2表の地方債の補正の説明も、追加をお願いしてよろしいでしょうか。  
宮司課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

それでは、一般会計補正予算議案の5ページをお開きください。地方債の追加ですけれども、これは洗切小学校の校舎防水工事費と設計委託料に係る事業費の財源の限度額3,130万円を追加で計上させていただいております。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

これから質疑を行います。これについても、地方債の補正の説明、並びに歳入歳出いづれでも結構です。質疑はありませんか。

八木議員。

○委員（八木亮三委員）

歳出の方の中学校費のところをお伺いしたいんですが、先程、長与中の法面の工事だったと思うんですが、この法面というのはグラウンドの横の壁の部分というか、崖みたいになっている、あちらのことでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

宮司課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

長与中学校のグラウンドから階段で下りて行くところの右手側にあるブロック塀になります。

○委員長（河野龍二委員）

次ありませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

ちょっと私の記憶が不正確かもしれませんが、この洗切小学校の防水工事ですね。以前、雨漏りがひどくて、業者の保証期間内であるということで、業者に施工させるということで、以前聞いたことがあったんですけども。私の記憶違いかもしれませんが、今回は業者の保証期間が終わったんですかね。これをまず確認したいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

宮司課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

議員がおっしゃっているのは、洗切小学校の体育館の防水の分だと思います。今回の工事につきましては、校舎の屋上部分の防水工事になります。

○委員長（河野龍二委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

そうすると、体育館の方はもう實際上問題ないと考えていいわけですね。

○委員長（河野龍二委員）

金子係長。

○係長（金子寛之君）

体育館の方は、平成29年度に施工が終了しております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

起債の利息は年5%でしてはるんですけど、あとで当該見直し後の利率になると書いてますけど、目測というか、大体どれくらいの利率で落ちつくんですか、現状は。

○委員長（河野龍二委員）

金子係長。

○係長（金子寛之君）

起債の利息につきましては、事業が終わってから借入れをするために、まだ金利の方は確定してはおりませんが、参考までに30年度と同じ起債の分でいきますと、金利0.3%で借入れを行っております。

○委員長（河野龍二委員）

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

一般の金融機関なんですかね。分かれば。分からなかったら答えなくても結構です。

○委員長（河野龍二委員）

金子係長。

○係長（金子寛之君）

借入先の方は、今回の起債のメニューでいきますと、地方公共団体金融機構という所からの借入れになろうかと思ってます。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑をしたいので、委員長を交代します。

○委員（金子恵委員）

質疑はありませんか。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

少し関連すると思えますけども、歳出のところでは伺いたいと思います。16、17ペ



ージの洗切小の屋上防水工事ですけども、歳入で見ると、もう全額起債での工事というふうな状況です。これに対して、国や県の補助だとかっていうのはない工事に当たるのか、そこら辺、分かれば教えていただきたいと思います。

○委員（金子恵委員）

金子係長。

○係長（金子寛之君）

防水工事だけの補助というものにつきまして、メニューとしてはございますが極めて補助率が低い形になります。単独事業としての起債借り入れの場合、近年、交付税措置率が30%から50%に拡充されております。そういった試算を基に、単独で防水工事をした方が地方負担分が少なくなるであろうという選択をして、単独での地方債借り入れという計上をしております。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

了解しました。ケースバイケースによるということですね。そしたら、校舎の補修だとか、工事は国の補助金をいただいた方がいいし、今回は交付税措置が高いということで、こういう形でされるということで理解いたしました。そしたら別の項目で、小学校の管理費の中の需用費の修繕料と中学校の修繕料、各学校とも修繕料が増えてきているということで、どちらも未対応の部分があるという説明でありました。未対応がどれくらいあるのか、数が多ければ、大まかな部分だけでも説明していただければと思います。

○委員（金子恵委員）

金子係長。

○係長（金子寛之君）

修繕料を確保していく必要がある理由としまして、先程申し上げた未対応の箇所というところになりますが、主に雨漏りが多いです。現地をその都度確認しまして、その都度できる応急対応を実施しておるところなんですけど、近年どうしても雨がちょっと降り続く期間が多くありまして、私たちが想定してない所で雨漏りが発生したりとかいう場面がよく見受けられますので、そういった所を主に対応していきたいというふうに思います。あとは、トイレの便器の取り替えであったりですとか、また、今度冬場になりますと、どうしても水道管の凍結の被害とか、そういったものも出てきますので、そういったところに対して迅速に対応できるように、修繕料を確保したいと思っております。

○委員（金子恵委員）

委員長を交代します。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。これで教育委員会の質疑を終わります。お疲れさまでした。

場内の時計で13時まで休憩いたします。

(休憩 11時36分～12時55分)

○委員長（河野龍二委員）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。ただいま議題となっております令和元年度長与町一般会計予算（第2号）の件の生活福祉部所管について質疑を行います。

本案について提案理由の説明を求めます。

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

皆さんお疲れさまです。補正予算第2号のこども政策課所管につきまして御説明をさせていただきます。それでは説明書の6、7ページをお開きください。8款2項1目1節子ども子育て支援臨時交付金がこども政策課所管です。10月から幼児教育、保育無償化に伴いまして、新たに創設をされました子育てのための施設等利用給付費につきまして、令和元年度に限り、県と町の負担部分について全額国費による負担として措置がとられているものでございます。次に13款1項1目4節子育てのための施設等利用給付交付金は、先程申し上げました新設の交付金で国庫負担は2分の1となっております。13款2項2目は1節2節ともこども政策課所管です。1節の障害児発達支援無償化周知費補助金は、就学前の障害児を支援するために、児童発達支援事業等の利用者負担金についても10月から無償化が始まります。このことについて周知をするための事務費が全額国庫負担となっており、補助基準額8万2,000円を予算計上しております。2節の子ども子育て支援交付金は、幼稚園の副食費についても第3子以降の子どもと360万未満世帯を対象に新たに補助をすることとしておりまして、国庫負担が3分の1となっております。子ども子育て支援事業費補助金44万円は無償化実施に伴う事務費の追加分となっております。8、9ページをお開きください。5目3節の幼稚園就園奨励費補助金は無償化に伴い9月でこの補助金が終了することに伴う減額補正でございます。次に14款2項2目2節の旧幼稚園就園奨励費相当分補助金がこども政策課所管です。10月から就園奨励費補助金がなくなり無償化となるわけですが、この就園奨励費相当分について、県が4分の1負担することとなっております。歳入は以上です。

次に歳出です。14、15ページをお開きください。3款1項1目11節需用費の印刷製本費65万4,000円と13節の福祉医療費システム改修業務委託料がこども政策課所管です。来年度から子ども医療費について現物給付とするためにシステム改修を行い、現物給付用の受給者証を印刷し発行するための経費となっております。2目11節消耗品費6万6,000円と役務費の郵便料1万7,000円がこども政策課所管です。歳入でも御説明しましたとおり、障害児が利用している児童発達支援事業等の利用者負担金の無償化に係る周知費用の事務費でございます。3款2項児童福祉費は全てこども政策課所管です。1目13節委託料は、無償化に関する事務の一部を業務委託するものです。20節の特定教育・保育等実費徴収補足給付費については、保育園同様、幼稚園

に通っているお子さんの副食費について、第3子以降の子どもと年収約360万円未満の世帯について、新たに助成を行うものでございます。子育てのための施設等利用給付費については、新制度へ移行していない幼稚園や認可外保育施設等の利用費について、新たに無償化の対象となった分の給付費でございます。3款2項3目の高田保育所費は産休代替に係る経費を計上しております。最後に18、19ページをお開きください。10款4項1目19節の就園奨励費補助金と預かり保育促進事業補助金は無償化に伴う減額補正です。以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○委員長（河野龍二委員）**

これから質疑を行います。歳入歳出、いずれでも結構です。質疑はありませんか。金子委員。

**○委員（金子恵委員）**

7ページの子ども子育て支援臨時交付金1,378万4,000円なんですけれども、この無償化というのは、無償化と言いつつ、国から来るお金というのは今年度のみというふうになっていたんじゃないかと思うんですね。次年度からの町の負担、そういうものは、どのくらいと見込んでおられるのかというのをお聞きできたらと思いますけど。

**○委員長（河野龍二委員）**

村田課長。

**○こども政策課長（村田ゆかり君）**

子ども子育て支援臨時交付金は、本来国が2分の1、県と町が4分の1ずつなんですけれども、その4分の1ずつの部分を31年度の予算に限って国が見るということで上がっております。この分が県と町の4分の1ずつになりますが、これ半年分なんです。ですから、これを2倍して、その半分が町費負担分という形になってまいります。これは、あくまでも子育てのための施設等利用給付交付金に限った分になります。以上です。

**○委員長（河野龍二委員）**

ほかにありませんか。

質疑をしたいので、委員長を交代します。

**○委員（金子恵委員）**

質疑はありませんか。

河野委員。

**○委員長（河野龍二委員）**

関連してお伺いしますけども、先程の臨時交付金ですが、今年度は県負担、町負担を国が負担したということで、これが半年分という計算ですから、次年度からは、これの半年分プラス1年分の2分の1を国が負担しますと。あと4分の1は県が負担しますという形で町の4分の1の負担が出てきますっていう話だったんですよね。それを計算すれば、町の大体次年度の負担が分かるということらしいんですけど。そこがまずはどうくらいの金額が出てくるものなのかどうかですね。教えていただきたいなと思うんですが。

○委員（金子恵委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

先程私の説明がまずかったのかもしれないです。県の4分の1負担と町の4分の1負担分が今計上させていただいてる1,378万4,000円ということですから、これが半年分ですので単純にこれの1年分は2倍。町と県と4分の1ずつなので半分しまして、ちょうどこの金額ぐらいが来年度の1年分というかたちでなつてこようかと思ひます。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

理解しました。この数字が大体町の次年度からの負担分ということになるということですね。それと幾つか、本会議の一般質問でもありましたけども、改めてちょっと確認させていただきたいと思うんですが、例えば2款2項の障害児発達支援無償化の関係ですね。これは周知のための費用というふうにしてますけども、この対象になっている児童がどれくらいいらっしゃるのかですね。まずそこをお聞きしたいと思ひます。

○委員（金子恵委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

本会議の一般質問のときには現在の数ということで37名挙げさせていただいてたんですけども、年々こう年度末の利用実績を見ますと、月々申請者が増えてまいりますので、年度末で大体60人前後になつてこようかと思つております。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

では次に、副食費の対象ですね、ここも本会議の中であったみたいですけども、改めてこの予算の中でお伺ひしたい。いわゆる第3子と360万未満の対象というのがどれくらいだったか、お願いしたいと思ひます。

○委員（金子恵委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

補正予算で計上させていただいておりますのが、未移行幼稚園の副食費でございますので、未移行幼稚園分の副食費の対象が42名で計算をさせていただいております。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

すみません、もう一度、未移行保育園、もう一度説明していただければと思ひます。

○委員（金子恵委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

未移行幼稚園と言いますが、子ども子育て支援法の法に基づいた幼稚園に移行していない幼稚園ということで、未移行、移行していないということで、すみません、よく未移行幼稚園と言ってるんですけども。未移行幼稚園分で42名分を計上しております。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

その未移行幼稚園というのが、町内にどれくらいあるのか、参考までに教えていただければと思います。

○委員（金子恵委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

現在町内に1園、未移行幼稚園がございます。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

最後にこの無償化の関係ですけども、10月からということで、当然そこで、いろいろ課題が出てくる場合もあるかもしれませんが、うまくスムーズに移行できる状況にあるものなのか。その辺の懸念してるところがあれば、参考までに教えていただければと思いますけども。

○委員（金子恵委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

所管として一番気になるところが、認可外保育施設ではないかと思っております。この認可外保育施設というのが、まずは県の方に申請をしていただきまして、まずは届け出をしていただくと。さらに所在地の市町村の方にも申請をしていただくようになっております。県の方からも随時、何件申請が出てるとということで資料等もいただいているんですけども、もし長与町内の子どもで、どこか町外の認可外保育施設に通ってらっしゃっていて、そこの認可外保育施設が、県あるいはその所在する市町の方に届け出をしておかないと、これが無償化の対象にならないというところで、認可外保育施設の方には、県の方から届け出をいつまでにしてくださいということで周知があつてはいるようなんですけども、きちんとそこの施設が各届け出をする場所の方に届け出をしていただいているのかというところが、一番気になるところではございます。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

そういう場合、少し遅れて届け出がされたら。例えば来年度になって、10月からの無償化ですけども、遡って無償化というのはできないんですか。例えば、届出が遅れることで、もう全く対象から外れてしまうという形になってしまうんでしょうか。

○委員（金子恵委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

今のところQ&Aで示されている分は、まずは9月末までに審査をしてくださいという形で来ております。ただ、その認可外保育施設の定義も、まだ変更点があるようでございまして、どうしても間に合わない施設が出てくるのではないかとこのところが一番の懸念です。そうなった場合にどういった措置がとられるのかというところ、国の意向等をしっかり見ていきたいと思っております。

○委員（金子恵委員）

委員長を交代します。

○委員長（河野龍二委員）

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで生活福祉部の質疑を終わります。お疲れさまでした。

場内の時計で1時25分まで休憩いたします。

（休憩 13時14分～13時22分）

○委員長（河野龍二委員）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。まず先程の住民福祉部の審査の過程で、私が生活福祉部と言い間違っていたので、住民福祉部というふうに訂正させていただきたいと思っております。続きまして、補正予算の審査を続けさせていただきます。ただいまから健康保健部所管ですね、審査を行います。本案について提案理由の説明を求めます。

堀池課長。

○介護保険課長（堀池英二君）

それでは、令和元年度長与町一般会計補正予算第2号の介護保険課所管分について、事項別明細書により御説明をいたします。まず歳入ですが、6、7ページをお開きください。13款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金1節社会福祉費負担金の低所得者保険料軽減負担金551万3,000円になります。平成30年度までは、所得段階が第1段階の保険料を軽減する対策がとられていましたが、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の改正が平成31年4月1日施行され、軽減措置の範囲が第1段階から第3段へ拡大されたことにより、負担率が第1段階は0.45から0.375へ、第2段階は0.65から0.575へ、第3段階は0.75から0.725へ軽減されるようになりました。軽減のために不足する

保険料を補填するため、町が一般会計から介護特会へ繰出金として繰り出す額を、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1の割合で負担するものでございます。参考までに軽減の対象者は、第1段階1,503人、第2段階583人、第3段階567人で、額は1,599万4,900円になります。8、9ページの14款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金1節社会福祉費負担金の低所得者保険料軽減負担金275万6,000円につきましては保険料軽減措置の県負担分でございます。以上が歳入の部でございます。続きまして歳出になりますが、14、15ページをお開きください。歳出につきましては、3款民生費3項老人福祉費2目介護保険費28節繰出金の長与町介護保険特別会計繰出金1,102万6,000円でございます。以上が補正予算第2号の主な内容になります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○委員長（河野龍二委員）**

これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑はありますか。質疑をしたいので委員長を交代します。

**○委員（金子恵委員）**

質疑はありますか。

河野委員。

**○委員長（河野龍二委員）**

ただいまの説明で低所得者軽減負担が拡大されたということで31年4月1日からという状況。今回の補正はその4月1日に遡っての補正額という考えなのか、後半部分、この9月から3月までのというケースに基づいての提案なのかですね、そこをちょっとお伺いしたいと思います。

**○委員（金子恵委員）**

堀池課長。

**○介護保険課長（堀池英二君）**

4月1日に遡っての適用となります。

**○委員（金子恵委員）**

河野委員。

**○委員長（河野龍二委員）**

すると、これが令和元年度の1年分の低所得者対策に対する負担金というふうな形で捉えてよろしいですかね。

**○委員（金子恵委員）**

堀池課長。

**○介護保険課長（堀池英二君）**

おっしゃるとおりでございます。

**○委員（金子恵委員）**

委員長を交代します。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで健康保険部の介護保険課についての質疑を終わりたいと思います。お疲れさまでした。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（河野龍二委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。本日の議事は終了しました。また明日9時半から委員会を開会いたしますので、よろしく申し上げます。

以上本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

（散会 13時47分）